

前橋市公金管理審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 公金の安全、確実かつ効率的な管理及び運用について必要な事項を協議するため、前橋市公金管理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 公金運用方針に関すること。
- (2) 公金等の管理運用に関すること。
- (3) 地方債、一時借入金に関すること。
- (4) 指定金融機関、総括出納取扱金融機関等の審査及び選定に関すること。
- (5) 金融機関の経営状況の把握に関すること。
- (6) 金融機関破綻時の対応及び債権債務の相殺に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

2 委員会は4月と2月に開催するものとする。ただし、開催すべき事案が生じた場合には、必要に応じて随時開催するものとする。

3 緊急やむを得ない場合は、回議により、委員会の開催に代えることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(市長への報告)

第5条 会計管理者は、委員会で協議した事項については、市長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は会計室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成２５年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２６年２月２６日から適用する。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から適用する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から適用する。

別表（第３条第１項）

委員長	副市長
副委員長	会計管理者
委員	公営企業管理者
委員	財務部長
委員	産業経済部長
委員	水道局長
委員	財政課長
委員	資産経営課長
委員	経営企画課長
委員	会計室長